

社会福祉法人翠昂会 常勤・非常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠昂会(以下、「法人」という。)定款はじめ、関連する規則等に基づいて、役員等に対して支払う報酬等の算定基準並びに支払方法及び支払いの形態等に関して必要な事項を定めるものである。

(役員等の定義)

第2条 この基準において、報酬等の支払いの対象となる役員等の定義は次の各号の通りとする。

- 2 役員とは、定款第16条に規定する理事及び監事をいう。
- 3 前号に規定する理事のうち、常勤理事とは、次のいずれかに該当する理事で理事長又は常務理事をいう。
 - ア 兼務理事 就業規則第3条に規定する職員としての身分を兼ね、かつ定款第16条第3項に規定する業務執行理事の委嘱を受けた理事をいう。
 - イ 専任理事 ア以外で、一週間の所定執行日数が週平均2日以上となる理事をいう。
- 4 第2項に規定するうち、非常勤理事とは、前項以外の理事をいう。
- 5 評議員とは、定款第5条に規定する評議員をいう。
- 6 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に規定するもののうち、事務局員以外の委員をいう。
- 7 苦情解決に係る第三者委員は監事で構成される委員をいう。

(用語の定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 報酬とは、職務遂行の対価として毎月あるいは都度に支払われる財産上の利益であって、その名称の如何は問わない。
- (2) 費用とは、職務の遂行に伴って発生する旅費、交通費(通勤手当を除く)、宿泊料、研修費用等の経費であって、前号の報酬とは明確に区分されるものである。
- (3) 専任理事の勤務日数については、給与規定第8条第1項に規定する計算期間ごとに算定するものとし、原則として次の区分に基づくものとする。
 - ア 一週間の所定勤務日数が2日… 一か月の勤務日数が8日以上11日以内
 - イ 一週間の所定勤務日数が3日… 一か月の勤務日数が12日以上16日以内
 - ウ 一週間の所定勤務日数が4日… 一か月の勤務日数が17日以上20日以内
 - エ 一週間の所定勤務日数が5日… 一か月の勤務日数が21日以上

(役員等に対する報酬の支払い)

第4条 理事、起案時及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支払うものとする。

- (1) 常勤理事に対して支払う報酬は、年間総額で 20,000,000 円以内とする。
- (2) 非常勤理事及び監事に対して支払う報酬は、年間総額で 120,000 円以内とする。
- (3) 監事に対して支払う報酬は、年間総額で 120,000 円以内とする。
- (4) 評議員に対して支払う報酬は、定款第9条の規定による。

- 2 前項第1号から第3号までの規程に基づく報酬の額は、あらかじめ評議員会の承認を受けるものとする。

(理事に対する報酬額)

第5条 常勤理事に対して支払う報酬の額は、その職制等区分に応じて、【別表 1】に掲げる額を支払うものとする。

- 2 非常勤理事に対して支払う報酬の額は、【別表 2】のとおりとする。なお、理事会出席日又は理事業務実施日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、次項の報酬及び実費弁消費は支払わないものとする。
- 3 非常勤理事が理事会出席日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営等の業務を行なった場合、【別表 2】に定める報酬及び【別表 3】に定める実費弁償費を支払うものとする。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うものとする。

(監事に対して支払う報酬額)

第6条 監事が“監事監査規程”に定める職務を執行した場合には、【別表 2】に定める報酬を支払うものとする。

- 2 理事会出席日又は理事業務実施日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、次項の報酬及び実費弁消費は支払わないものとする。
- 3 監事が理事会及び評議員会出席日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営等の業務を行なった場合、【別表 2】に定める報酬及び【別表 3】に定める実費弁償費を支払うものとする。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うものとする。

(評議員に対して支払う報酬額)

第7条 評議員が定款及び“評議員会の運営に関する規則”に定める職務を執行した場合には、【別表 2】に定める報酬を支払うものとする。

- 2 理事会出席日又は理事業務実施日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、次項の報酬及び実費弁消費は支払わないものとする。
- 3 評議員が評議員会出席日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営等の業務を行なった場合、【別表 2】に定める報酬及び【別表 3】に定める実費弁償費を支払うものとする。
- 4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費分を支払うものとする。

(評議員選任・解任委員に対して支払う報酬額)

第8条 評議員選任・解任委員が、“評議員選任・解任委員会の運営に関する規則”に定める職務を執行した場合には、【別表 2】に定める報酬を支払うものとする。

(苦情解決に係る第三者委員に対して支払う報酬額)

第9条 苦情解決に係る第三者委員が、“苦情の受付と解決に関する規則”に定める職務を執行した場合には、【別表2】に定める報酬を支払う。

(通勤手当)

第10条 兼務理事に対しては、“給与規程”第16条第2項の規定を準用して算定した通勤手当を支払う。

2 専任理事に対して支払う通勤手当は【別表4】により、その費用を支弁する。

(旅費交通費等)

第11条 評議員、評議員選任・解任委員あるいは苦情解決に係る委員(以下、「評議員等」という。)、非常勤理事、監事が、あらかじめ指定した場所においてその職務を遂行する場合、その移動等に必要な費用を【別表3】に掲げる区分に応じて支弁する。

2 前項の規定において、評議員等が法人の都合により通常の業務場所と異なる場所で業務を行なうこととなる場合には、当該場所へ移動する手段その他清算に必要な事項を、【別表3】に基づき、領収証等の証憑書類を添えて事実の発生後速やかに申告するものとする。

3 旅費交通費等は原則として、業務終了後に清算するものとするが、必要に応じ事前に概算額を支払い、業務終了後に清算できるものとする。

4 常勤理事が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる会議等出席する場合には、【別表3】に基づき、当該場所へ移動する手段その他清算に必要な事項を、領収証等の証憑書類を添えて、事実の発生後速やかに申告するものとする。なお、清算方法については必要に応じ前項と同様、事前に概算額を支払い、業務終了後に清算できるものとする。

(研修費等)

第12条 常勤理事が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる研修等に参加する場合には、【別表4】により、その費用を支弁する。

2 前項の費用の清算にあたっては、研修等の参加費をはじめ、移動に伴って発生する交通費、宿泊を伴う場合の宿泊料を含むものとし、関連する領収証等の証憑書類を添えて、事実の発生後速やかに申告するものとする。

3 研修費等は原則として業務終了後に清算するものとするが、開催場所や研修の申込方法等実情を考慮し、事前に清算ができるものとする。

(賞与)

第13条 第2条第2項に規定する常勤役員に対して、報酬月額2.3ヶ月分の賞与を支弁する。

2 賞与は、7月1日、12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する常勤役員に対して、毎年2回上期(7月10日)と下期(12月10日)に支弁する。

3 常勤役員に対して支払う賞与は、第13条第2項に規定する日に法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、支給日が日曜日、祝祭日もしくは金融機関の休業日に該当する場合は、その前日とする。なお、この場合においては明細等にて明確にしな

なければならない。

(報酬等の支払方法、支払期日等)

第14条 報酬及び費用の支払方法及び支払期日については、次の各号の区分により、当該各号に規定するとおりとする。

(1) 常勤理事に対する報酬の支払いは、第2条第3号に規定する区分に応じて、次のとおりとする。

ア 兼務理事に対して支払う報酬は、給与規程の各条項に規定する職員給与の額に、【別表1】の職制に応じた金額を加えて、毎月27日に、法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。ただし、支給日が日曜日、祝祭日もしくは金融機関の休業日に該当する場合は、その前日とする。なお、この場合においては役員報酬と職員給与の区分を、明細等にて明確にしなければならない。

イ 専任理事に対して支払う報酬は、【別表1】の職制に応じた金額を毎月27日に、法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込むものとする。

(2) 評議員等に対する報酬の支払いは、評議員等の区分に応じ【別表2】に掲げた報酬の額から、所得税法第185条第1項第2号への規定に基づいて徴収する所得税を控除した額に、第10条または第11条に規定する旅費・交通費を加えた額を、その支払明細を添えて、現金で支払うものとする。

(3) 常勤理事が、第11条第4項の規定により、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる会議等に出席した場合の費用については、領収証等の証憑書類を添えて、法人所定の旅費等清算書の提出を受けた時点で、その過不足額を現金で清算するものとする。

(4) 常勤理事が、第12条の規定により、法人が設置又は運営する事業所以外の場所で行われる研修等に参加した場合の費用について、その清算方法等は前号の規定を準用する。

2 前項第1号において、支払日が日曜日、祝祭日もしくは金融機関の休業日に該当する場合は、その直前の金融機関の営業日とする。

3 前項1号において、法人が指定する金融機関の本人名義の口座に振り込む額は、“給与規程”に規定する項目を控除した額とする。

4 第1項第3号及び第4号においては、“経理規程”に規定する概算払いの手続きができるものとする。

5 兼務理事が、給与規程第8条第1項に規定する計算期間の途中で就任、退任または解任となった場合の報酬の額は、第1項第1号アに規定する報酬の額に、実際に業務を行なった日数を当該計算期間の業務予定日数で除して得た値を乗じた額を支払うものとする。なお、この場合には、1円未満の端数を切り上げてこれを1円とする。

(日当)

第15条 評議員等が、法人が設置または運営する事業所以外の場所で行われる研修等に参加した場合には、【別表4】に掲げる日当を支払うものとする。

ただし、評議員等において、当該研修等が、あらかじめ法人の命令によって参加することとなる

場合については、これを当該評議員等の区分に応じた職務とみなし、【別表 2】から【別表 4】に基づいて報酬を支払うとともにその費用を支弁する。

- 2 前項の支払いを行なう場合には、評議員等による研修等の参加について、あらかじめ理事長の承認を得るものとする。
- 3 本条の適用を受けて日当を支払う場合には、評議員等が研修等に参加した場合の研修費については法人が全額負担するものとする。

(退職手当)

第16条 退職手当は本規程第2条第2項に規定する常勤役員が退任する場合にその者(死亡による退任の場合はその遺族)に対して支弁する。

- 2 報酬基準は最終報酬月額に在任年数と功績倍率を乗じた額とする。なお、在任年数は1ヶ月単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヶ月未満については1ヶ月に切り上げて支弁する。
- 3 本条第2項の功績倍率は対象者の功績と法人の経営状況を鑑み、理事会で議決を行ない、その額を支弁する。

(改廃)

第17条 本規程の改廃は、理事会の議決をもって行なうものとする。

付則

この規程は、平成29年 6月 1日より適用する。

この規程は、平成31年 3月 1日より改正し施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日より一部改正し施行する。

【別表 1】

常勤理事の区分	常勤理事の報酬の月額		備考
	兼務理事	専任理事	
理事長	300,000	1,000,000	週所定の勤務日数により変動（※1）
常務理事	100,000	500,000	

※1：専任理事について、上記額は週所定業務日数5日の場合であり、以下、週所定労働日数が4日の場合は0.8、3日の場合は0.6、2日の場合には0.5を乗じた金額とする。（本基準第4条第3号に準拠）

【別表 2】

区分	報酬等の日額	備考
非常勤理事	12,500	理事会出席毎に支弁
	12,500	理事業務実施毎に支弁
監事	12,500	理事会及び評議員会出席毎に支弁
	12,500	監事監査指導毎に支弁
評議員等（※2）	12,500	評議員等が法人主催の会議出席毎に支弁
	12,500	理事・評議員・選任解任委員等の関連業務を実施毎に支弁

※2：評議員の他に評議員選任・解任委員及び苦情解決に係る第三者委員を含む。

【別表 3】

区分	支弁額	摘 要
鉄 道 賃	実費	路線ごとに片道100km以上の場合は特急（急行）・座席指定料金を含む
船 賃	実費	旅行先に応じて、理事長が認めた場合に適用する
航 空 賃	実費	旅行先に応じて、理事長が認めた場合に適用する
車 賃		
自家用自動車	21円/km	駐車場利用料金、有料道路料金は別途実費清算する
レンタカー	実費	燃料費は実費とし、レンタル代は理事長が認めた場合に限る
路線バス	実費	路程が2km以上の場合に適用する
タクシー	実費	公共交通機関の利用ができず、路程が10km以上の場合に適用する
宿 泊 料	実費	ただし、上限額は20,000円とする

【別表 4】

区分	支弁額	摘 要
研修費	実費	移動に伴う交通費等及び宿泊料含む（【別表3を準用する】）
その他の費用	実費	謄写代など上記のいずれにも属さない費用
日 当	日額 15,000円	研修等参加毎に支弁